

1 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6 - 2 - 1 <u>法別表第一第二号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おむね次のものが該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券</u></p> <p>イ <u>国債証券</u></p> <p>ロ <u>地方債証券</u></p> <p>ハ <u>農林中央金庫の発行する農林債券その他の特別の法律により法人の発行する債券(二に掲げるものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下6 - 2 - 1及び6 - 2 - 1の3において「SPC法」という。)に規定する特定社債券</u></p> <p>ホ <u>社債券(相互会社の社債券を含む。)</u></p> <p>ヘ <u>日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券</u></p> <p>ト <u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下6 - 2 - 1及び6 - 2 - 1の3において「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書</u></p> <p>チ <u>SPC法に規定する優先出資証券</u></p> <p>リ <u>株券(端株券を含む。)</u>又は新株引受権を表示する証券若しくは証書</p> <p>ヌ <u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(以下6 - 2 - 1において「証券投資法」という。)に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</u></p> <p>ル <u>証券投資法に規定する投資証券又は外国投資証券</u></p> <p>ロ <u>貸付信託の受益証券</u></p> <p>ワ <u>コマーシャルペーパー(証券取引法第2条に規定する定義に関する省令第1条《証券取引法の有価証券》に規定するコマーシャルペーパー(以下「C</u></p> | <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6 - 2 - 1 <u>非課税の対象となる有価証券等の範囲は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>有価証券取引税法第2条《定義》に規定する有価証券</u></p> <p>イ <u>国債証券、地方債証券、社債券(特別の法律により法人の発行する債券を含む。)、転換社債券、新株引受権付社債券</u></p> <p>ロ <u>日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券</u></p> <p>ハ <u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券</u></p> <p>ニ <u>株券(端株券を含む。)</u></p> <p>ホ <u>証券投資信託の受益証券</u></p> <p>ヘ <u>貸付信託の受益証券</u></p> <p>ト <u>外国又は外国法人の発行する有価証券でイ~への性質を有するもの</u></p> <p>チ <u>株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利、新株引受権</u></p> <p>リ <u>優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利、優先出資引受権</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>「P」という。))</p> <p>カ 外国債、海外CPなど外国又は外国法人の発行する証券又は証書でイからリまで又はヲ若しくはワの性質を有するもの</p> <p>ク 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</p> <p>ク オプションを表示する証券又は証書</p> <p>レ 預託証券</p> <p>ロ 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまでに掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ 株式の引受けによる権利並びに優先出資法及びSPC法の規定による優先出資の引受けによる権利</p> <p>ハ 合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分</p> <p>ニ 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）</p> <p>ホ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>（注）1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、株券の発行がない株式、新株引受権、優先出資法及びSPC法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定する優先出資引受権並びに証券投資法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p>（株式の引受けによる権利の意義）</p> <p>6 - 2 - 1の2 令第9条第1項第2号《有価証券に類</p> | <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ 国債に関する法律又は社債等登録法の規定により登録された国債、地方債又は社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）及びこれらに類する外国の債券</p> <p>ロ 合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人（人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。）の出資者の持分</p> <p>ハ 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>（注）1 居住者が発行する譲渡性預金証書（CD）は預金に、非居住者が発行する譲渡性預金証書はその他の金銭債権に該当する。</p> <p>2 コマーシャルペーパー（CP）はその他の金銭債権に該当する。</p> <p>（新 設）</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>するものの範囲等》に規定する「株式の引受けによる権利」とは、株式の申込みに対する割当てがあった日の翌日（会社の設立に際して発起人が引受けをする株式にあっては、その引受けの日）から会社の設立登記の日の前日（新株の発行の場合にあっては、払込期日）までの間における株式引受人の地位をいう。</p> | |
| <p>（協同組織金融機関の優先出資に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利の意義）</p> <p>6 - 2 - 1 の 3 令第9条第1項第2号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する「協同組織金融機関の優先出資に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利」とは、優先出資の申込みに対する割当てがあった日の翌日から、優先出資法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその払込期日まで、SPC法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその優先出資の発行に係る事項の登記の日の前日までの間における優先出資者の地位をいう。</p> | <p>（新 設）</p> |
| <p>（金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等）</p> <p>6 - 3 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13) 有価証券（令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等を含み、.....）.....</p> | <p>（金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等）</p> <p>6 - 3 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13) 有価証券（登録された国債、地方債及び社債を含み、.....）.....</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (14) (15) (16) (17) | (14) (15) (16) (17) |
| (社会福祉関係の非課税範囲) 6 - 7 - 1 (1) イ ロ知的障害児施設、知的障害児通園施設、..... ハ ニ ホ 知的障害者福祉法にいう知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業（知的障害者授産施設.....） へ ト (2) イ ロ ハ ニ ホ へ 知的障害者福祉法にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者..... ト チ リ ヌ ル ヲ (3) | (社会福祉関係の非課税範囲) 6 - 7 - 1 (1) イ ロ精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、..... ハ ニ ホ 精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム又は精神薄弱者通勤寮を経営する事業（精神薄弱者授産施設.....） へ ト (2) イ ロ ハ ニ ホ へ 精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業及び精神薄弱者..... ト チ リ ヌ ル ヲ (3) |
| (学校教育関係の非課税範囲) | (学校教育関係の非課税範囲) |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>6 - 11 - 1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>(4) ……………<u>職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発校を設置する者（職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校にあっては国、地方公共団体……）</u>……………</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6 - 12 - 1 …………… (同法第 40 条《中学校》、<u>第 51 条《高等学校》及び第 51 条の 9 第 1 項《中等教育学校》</u>……………)</p> <p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9 - 1 - 17 有価証券 (証券取引法第 2 条第 1 項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第 9 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで《<u>有価証券に類するものの範囲等</u>》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証券が発行されているものの譲渡の時期は……………</p> <p>(株券の発行がない株式等の譲渡の時期)</p> <p><u>9 - 1 - 17 の 2 令第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものの譲渡の時期は、証券の代用物が発行されている場合はその引渡しがあった日、証券の代用物が発行されていない場合は譲渡の意思表示があった日とする。</u></p> <p>(登録国債等の譲渡の時期)</p> | <p>(4) ……………<u>職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発校を設置する者（国、地方公共団体……）</u>……………</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6 - 12 - 1 …………… (同法第 40 条《中学校》<u>及び第 51 条《高等学校》</u>……………)</p> <p>(有価証券の譲渡の時期)</p> <p>9 - 1 - 17 有価証券 (<u>有価証券取引税法第 2 条《定義》に規定する有価証券をいう。</u>)の譲渡の時期は、……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>9 - 1 - 17 の 3 令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等の譲渡の時期は、名義変更の登録に必要な書類の引渡し等があった日とする。</p> <p>(合名会社の社員の持分等の譲渡の時期)</p> <p>9 - 1 - 17 の 4 合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他これらに類する法人(人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。)の出資者の持分(証券が発行されていないものに限る。)の譲渡の時期は、譲渡の意思表示があった日とする。</p> <p>(印紙税等に充てられるため受け取る金銭等)</p> <p>10 - 1 - 4 ……………</p> <p>(注)…………自動車取得税及び手数料等…………</p> | <p>(新 設)</p> <p>(印紙税等に充てられるため受け取る金銭等)</p> <p>10 - 1 - 4 ……………</p> <p>(注)…………自動車取得税、有価証券取引税、取引所税及び手数料等…………</p> |

2 「消費税関係申告書等の様式の制定について」の一部改正

「消費税関係申告書等の様式の制定について」(平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 26 ほか 4 課共同)に定める第 28 - (1)号様式「付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」及び第 28 - (5)号様式「付表 2 - (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)」の「課税貨物に係る支払対価の額 ⑩」欄を削除する。